

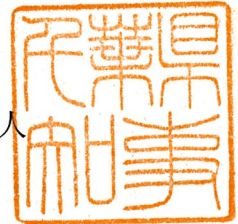
環 第 1 3 4 0 号

令和 7 年 3 月 1 3 日

コスモエコパワー株式会社

代表取締役社長 野 地 雅 禎 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



(仮称) 銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書に
対する意見について (通知)

令和 6 年 1 0 月 1 日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例
(平成 1 0 年千葉県条例第 2 6 号) 第 1 0 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの
意見を別紙のとおり通知します。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

TEL : 043-223-4138

FAX : 043-222-8044

(仮称) 銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書に
対する意見

本事業は、コスモエコパワー株式会社が、銚子市内で供用している「銚子ウィンドファーム」（単機出力1, 500kW×7基）を、既設風力発電所の周辺区域にリプレースする計画である。

リプレース後の基数は最大で5基となる計画であるが、単機出力は最大6, 000kWと、既設の風力発電機に比べて大型化する。また、風力発電機の配置や規模等の事業計画の詳細は、今後決定することとされ、既設の風力発電機の撤去工事についても、今後の計画によっては、事前に施工することにより新設工事との一連の事業ではなくなり、環境影響評価の対象外となる可能性があるとされている。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、銚子市と旭市の市境に近い銚子市西部の丘陵地に位置し、また、事業区域及びその周辺ではサシバ等の希少な猛禽類の存在が確認されているほか、畑雑草群落や植生自然度が高いシイ・カシ二次林等の植物群落が広がっており、これらに対する影響が懸念される。

事業区域の周辺には、他事業の風力発電機が複数存在しており、累積的な環境影響が想定される。また、社会福祉施設や住宅等が存在し、周辺環境への十分な配慮が必要である。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価を適切に実施するとともに当該事業による環境影響をできる限り回避又は低減するため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 事業計画

事業計画の決定に当たっては、環境影響をできる限り回避又は低減できるよう検討すること。また、風力発電機の規模、配置等の諸元について、検討の経緯を含め、準備書に記載すること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法

(1) 全般的事項

ア 事業区域及びその周辺には、本事業に加えて他事業の風力発電機が複数存在する

ことから、これらによる累積的な環境影響が考えられる騒音及び超低周波音、日照
障害（風車の影）、景観並びに鳥類等について、適切に環境影響評価を行うこと。

イ 騒音及び超低周波音、日照障害（風車の影）、景観並びに鳥類等については、風
力発電機の基数の減少に伴う影響の低減と、大型化に伴う影響の増大の両面が想定
されることから、リプレース前後を比較することにより予測及び評価を行い、必要
に応じて環境保全措置を検討すること。

ウ 既設の風力発電機の撤去工事について、工法の決定内容等を踏まえ、適切に環境
影響評価を実施すること。なお、今後の検討により一連の事業として実施しない
可能性があるとしてされているが、その場合にも環境への影響について検討を行い、
適切な環境保全措置を実施すること。

エ 風力発電機の撤去及び設置により、電線路等付帯設備の撤去等工事が事業区域外
に及ぶ場合は、工事範囲も事業区域に加え、関連する環境影響評価項目を選定する
こと。

（２）騒音及び超低周波音並びに振動

ア 風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、風切り音と機械音が複合
した音であることを踏まえ、周波数特性や気象条件を考慮し、適切に環境影響評価
を行うこと。

イ 風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音並びに振動について、風力発電機の
配置によっては、住宅等への影響が考えられることから、周辺の住宅等の位置を考
慮の上、調査及び予測地点を再検討すること。

（３）地形及び地質等

風力発電機の規模、配置及び基礎構造並びに施工方法によっては、地下水への影響
が懸念されることから、事業区域及びその周辺における地下水の状況、地質構造等を
把握し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。

(4) 植物

大径木及び古木について、千葉県環境影響評価技術細目（以下「技術細目」という。）に基づき、事業区域及びその周辺における分布及び生育状況を把握した上で、適切に環境影響評価を行うこと。

(5) 動物

ア 事業区域及びその周辺において、希少猛禽類の繁殖活動が確認された場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省）を参考として、原則として2営巣期を含む1年半以上の調査を実施し、繁殖状況等を把握すること。また、繁殖状況調査の結果等を踏まえ、必要に応じて定点観察法の調査地点を見直すこと。

イ 鳥類及びコウモリ類について、死骸調査は各月2回実施することとされているが、動物の死骸は短時間で他の動物に持ち去られるとの知見があることから、調査頻度を増やす等、調査手法を見直すこと。

ウ コウノトリ等の重要な種について、事業区域及びその周辺に生息する可能性があることから、希少猛禽類と同様に飛翔状況を把握するとともに、風力発電機の稼働による衝突リスクを予測及び評価すること。

エ 爬虫類・両生類の調査時期について、本県の場合、ニホンアカガエルは2月頃から産卵するとの知見があることを踏まえて、早春季の調査時期を見直すこと。

(6) 生態系

事業区域及びその周辺には、植生自然度が高いシイ・カシ二次林の植物群落が広く分布している。工事の実施により樹林を伐採する場合は、これに留意するとともに、環境影響評価項目に選定すること。

(7) 廃棄物等

工事の実施に係る発生量のみ予測することとされているが、技術細目に基づき、廃棄物の種類ごとの発生量、排出量、最終処分量、再生利用量等についても予測及び評価すること。なお、既設の風力発電機の撤去により発生する廃棄物については、再生利用等を進め、排出量の抑制に努めること。

3 その他

環境影響評価に関する図書をインターネットの利用その他の方法で公表する際は、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。